

赤漆文櫨木御厨子と〈赤漆櫨木厨子〉

西 川 明 彦

1. はじめに

厨子は仏像や経典などを安置したり、什物を収納する調度で、箱形で扉を備えた戸棚形式と、囲いや扉がなく棚板を重ねただけのものがある。正倉院には箱形厨子が、標題の赤漆文櫨木御厨子（北倉2）（挿図1）以外にも素木製の黒柿両面厨子（中倉162）（挿図2）や柿厨子（中倉163）があるほか、黒漆塗りで、金銀泥絵を施したり、金銅製押出仏を貼った仏龕の厨子残材（中倉202、南倉158・159・160）が残る。また、扉などをもたない、杉または檜の素木を組んだだけの棚厨子2脚（北倉174）も伝わる（挿図3）。

本稿で扱う二つの厨子はいずれも『天平勝宝八歳六月二十一日東大寺献物帳』、いわゆる国家珍宝帳（北倉158）に記載されている調度品で、それらの由緒についての詳細な記載がある。それによると、赤漆文櫨木御厨子は天武天皇から持統、文武、元正、聖武、そして孝謙の歴代天皇に順次伝領されたもので（挿図4）、〈赤漆櫨木厨子〉は百済の義慈王から藤原鎌足に贈られたものである（挿図5）。ただし、現存するのは赤漆文櫨木御厨子のみで、〈赤漆櫨木厨子〉については今は失われたものと考えられている。なお、本稿ではこのような似かよった名称をもつ二つの厨子を扱うことから、混乱を避けるため、現存していないとされる赤漆櫨木厨子に〈 〉を付すこととした。

これらの厨子は国家珍宝帳以外にも、東大寺奉獻後に行われた宝物の曝涼や出納の際に作成された目録等、奈良時代から鎌倉時代に至る史料に登場する。しかし、いずれの史料にも厨子の納物（収納品）に関する記載はみられるものの、厨子自体の寸法や構造などについては、いっさい記されていない。ただ、赤漆文櫨木御厨子についてのみ、古い様式であることを意味する「古様」の語が記されている。

ところで、現在用いられている両厨子の名称は、国家珍宝帳に由来するものであるが、赤漆文櫨木御厨子については、国家珍宝帳には単に「厨子」としか記されておらず、明治時代に注記の文言を冠して名付け



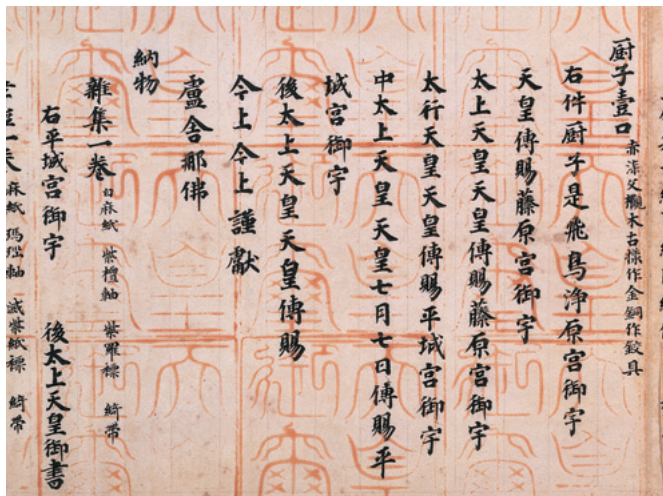
挿図1 北倉2 赤漆文櫨木御厨子



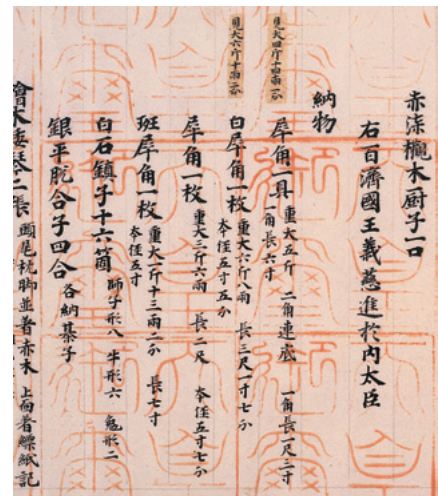
挿図2 中倉162 黒柿両面厨子



挿図3 北倉174 棚厨子 第1号



挿図4 北倉158 国家珍宝帳 第1～2紙



挿図5 北倉158 国家珍宝帳 第4紙

られたものである。この二つの厨子の名称上における違いは、木理が複雑な文様を呈することを意味する「文」および天皇の所用を意味する「御」の文字の有無であるが、とくに後者は明治の命名時に付け加えられたものである。

現存する赤漆文櫨木御厨子は、大破していたものを明治時代に修理して、今の形に復元されたものである。前記のように国家珍宝帳には厨子が双方ともに赤漆を施した櫨木製であることを除いては、構造や意匠についての具体的な記載がない。そのため、復元された厨子について、二つの厨子のいずれに相当するののかという疑問が生じる。うがった見方をすれば、明治という時代の特徴が作用し、抽象的な表記である「文」の解釈によって、意図的に〈赤漆櫨木厨子〉ではなく、赤漆文櫨木御厨子に当てられた可能性も考えられる。

赤漆文櫨木御厨子のはじめの所有者である天武天皇（631?～686）は在位が673～686年、〈赤漆櫨木厨子〉を贈った百濟王義慈（599～660）の在位は641～660年とされ、厨子は双方ともに7世紀の製作と考えると差し支えないものと思われる。つまり、いずれの厨子も天平勝宝8歳（756）の献納時点においては「古様」である。そのため、現存するものが〈赤漆櫨木厨子〉で、失われてしまったものが赤漆文櫨木御厨子であるという可能性も皆無ではない。

明治時代に如何なる考証が為されたかは定かではないが、あらためてこのことについて検証しておく必要があるものとする。

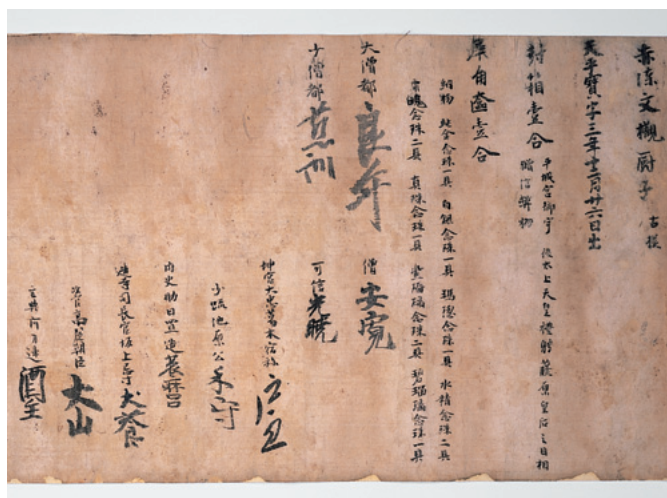
2. 二つの厨子の歴史

明治時代には二つの厨子のうち片方は失われ、もう片方は破損していた。そこに至るまでの経緯を確かめるべく、まずは両厨子に関する史料について、時系列で眺めてみたい。なお、史料ごとに厨子およびその納物に関する記載を表1に示した。

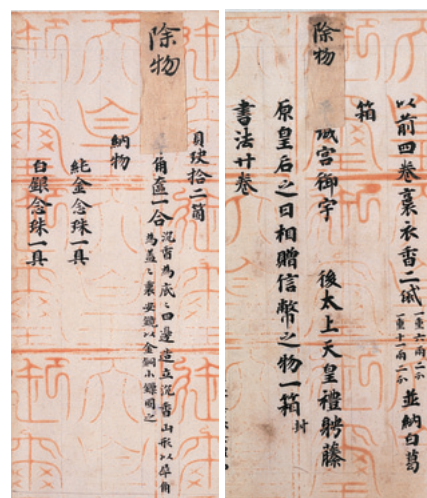
両厨子の名称については、史料によって国家珍宝帳のそれとは異なった様々な表記がなされ、厨子の納物についても、長年の間に出入りがあったことがわかる。

東大寺への宝物献納後に厨子がはじめて史料に登場するのは、天平宝字3年(759)12月26日の出蔵帳(北倉169)である。そこには「赤漆文櫨厨子 古様」とあり、その納物であった封箱や犀角奩などの出蔵について記されている(挿図6)。この封箱や犀角奩は国家珍宝帳にいう「厨子」、すなわち赤漆文櫨木御厨子の納物として記され、その記載箇所「除物」の紙箋が付されている(挿図7)^(注1)。これらのことから、出蔵帳(北倉169)にみえる「赤漆文櫨厨子」は赤漆文櫨木御厨子とみて間違いない。

つぎに二つの厨子が史料にみえるのは延暦12年(793)6月11日の宝物点検目録、曝涼使解(北倉163)である。なお、これよりも前の延暦6年(787)にはじめて曝涼が行われ、その際の点検記録である曝涼使解(北倉162)が作成されるが、巻初が失われているためか、そこには厨子は双方ともみえない。延暦12年の点検は正倉院北倉に置かれていた厨子2口と唐櫃30合に納められていた145種の宝物について行われた。厨子については「第一赤漆綾櫨厨子」、「第二赤漆櫨木厨子」とあり、それぞれの納物リストと国家珍宝帳のそれとを照合すると、前者が赤漆文櫨木御厨子で、後者が〈赤漆櫨木厨子〉であることがわかる(挿図8)。なお、ここで注目されるのは天平宝字2年(758)6月1日に追納された大小王真跡書1巻が赤漆文櫨木御厨子に納められていることである。同日の献納品を記したいわゆる大小王真跡帳(北倉160)の願文によると、聖武天皇愛蔵の王羲之・王献之親子の肉筆が宮中に残っていたため、新たに献納品に追加したとある。国家珍宝帳記載時点の納物だけでなく、このような書巻が納められていることから、赤漆文櫨木御厨子にはその由緒に相応しい、特別なものだけが納められていたこと



挿図6 北倉169 出蔵帳 第1紙

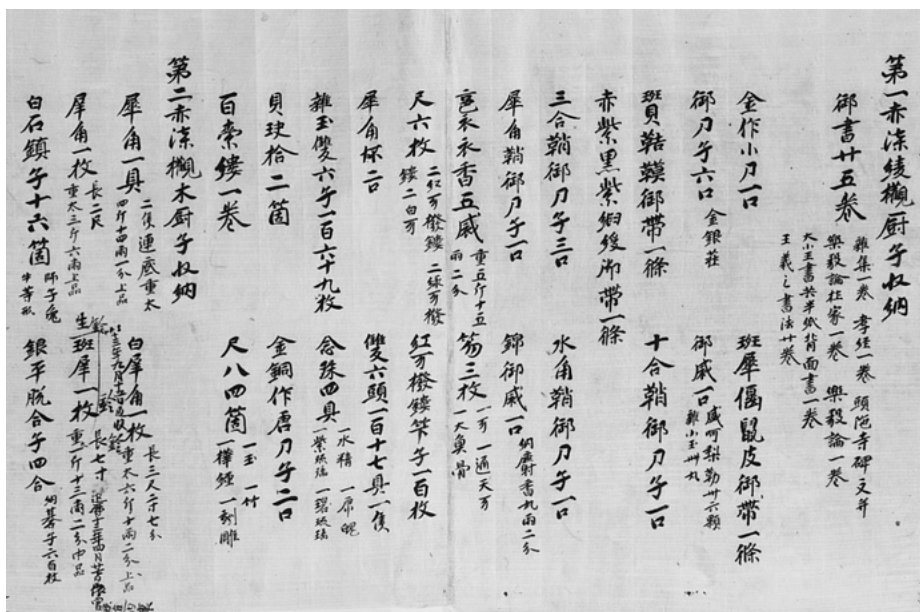


挿図7 北倉158 国家珍宝帳
第2紙・第3紙(部分)

表 1

史料名(倉別番号)	国家珍宝帳(北倉158)	出蔵帳(北倉169)	曝涼使解(北倉163)	雑物出入帳(北倉172)
年月日	天平勝宝 8 歳(756) 6 月21日	天平宝字 3 年(759)12月26日	延暦12年(793) 6 月11日	弘仁 2 年(811) 9 月24日
厨子の名称	厨子 赤漆文櫨木古様作金銅作鉸具	赤漆文櫨厨子 古様	第一赤漆綾櫨厨子	-
納物	雑集 1 巻	-	雑集 1 巻	-
	孝経 1 巻	-	孝経 1 巻	-
	頭陀寺碑文并衆般論杜家立成 1 巻	-	頭陀寺碑文并衆般論杜家 1 巻	-
	衆般論 1 巻	-	衆般論 1 巻	-
	衰衣香 2 袋	-	衰衣香 5 袋	-
	葛箱 1 箱	-	-	-
	-	-	大小王書共半紙背面書 1 巻 〔追納〕大小王真跡書〔北倉160天平宝字 2 年 6 月 1 日献物帳〕	-
	王羲之書法20巻 (納銀平脱箱々亦納高麗錦袋)	-	王羲之書法20巻	-
	衰衣香 3 袋	-	-	-
	封箱 1 箱 (納信幣之物)	〔出蔵〕封箱 (納相贈信幣物)	-	-
	金銀作小刀 1 口	-	金作小刀 1 口	-
	斑犀偃鼠皮御帶 1 条	-	斑犀偃鼠皮御帶 1 条	-
	御刀子 6 口	-	金銀莊御刀子 6 口	-
	御袋 1 口	-	御袋 1 口 (盛呵梨勒・雜小玉)	-
	斑貝鞋襪御帶 1 条	-	斑貝鞋襪御帶 1 条	-
	十合鞘御刀子 1 口	-	十合鞘御刀子 1 口	-
	三合鞘御刀子 1 口	-	-	-
	赤紫黒紫縮綬御帶 1 条	-	赤紫黒紫縮綬御帶 1 条	-
	紅地錦御袋 1 口	-	錦御袋 1 口 (納麝香)	-
	三合鞘御刀子 1 口	-	三合鞘御刀子 3 口	-
	小三合水角鞘御刀子 1 口	-	-	-
	水角鞘御刀子 1 口	-	水角鞘御刀子 1 口	-
	犀角鞘御刀子 1 口	-	犀角鞘御刀子 1 口	-
	牙笏 1 枚	-	牙笏 1 枚	-
	通天牙笏 1 枚	-	通天牙笏 1 枚	-
	大魚骨笏 1 枚	-	大魚骨笏 1 枚	-
	紅牙撥鏤尺 2 枚	-	紅牙撥鏤尺 2 枚	-
	緑牙撥鏤尺 2 枚	-	緑牙撥鏤尺 2 枚	-
	白牙尺 2 枚	-	白牙尺 2 枚	-
	紅牙撥鏤竿子100枚 (納白柳箱)	-	紅牙撥鏤竿子100枚	-
	犀角杯 2 口	-	犀角杯 2 口	-
	双六頭116具 1 隻・未造了 2 具 (納小皮箱)	-	双六頭117具 1 隻	-
	雑玉双六子169枚 (納小皮箱)	-	雑玉双六子169枚	-
	貝玦12箇	-	貝玦12箇	-
	犀角奩 1 合(納念珠 7 具)	〔出蔵〕犀角奩 (納念珠11具)	念珠 4 枚	-
	金銅作唐刀子 1 口	-	金銅作唐刀子 2 口	-
	唐刀子 1 口	-	-	-
	百索縷 1 巻	-	百索縷 1 巻	-
	玉尺八 1 管	-	玉尺八 1 箇	-
	尺八 1 管	-	竹尺八 1 箇	-
	樺纏尺八 1 管	-	樺纏尺八 1 箇	-
	刻彫尺八 1 管	-	刻彫尺八 1 箇	-
	-	-	-	-
厨子の名称	赤漆櫨木厨子	-	第二赤漆櫨木厨子	漆塗厨子
納物	犀角 1 具 二角連底	-	犀角 1 具 二隻連底	-
	白犀角 1 枚	-	白犀角 1 枚	-
	犀角 1 枚	-	犀角 1 枚	-
	斑犀角 1 枚	-	斑犀 1 枚	斑犀角 1 枚
	白石鎖子16箇	-	白石鎖子16箇	白石鎖子16箇
	銀平脱合子 4 合(納碁子)	-	銀平脱合子 4 合(納碁子600枚)	銀平脱合子 4 合(納碁子600丸)
	-	-	-	-

勅物使解(北倉164)	雜物出入繼文(北倉167)	雜財物実録(北倉165)	東大寺勅封藏開檢目録	正倉院御物目録
弘仁2年(811)9月25日	弘仁5年(814)6月17日	斉衡3年(856)6月25日	建久4年(1193)8月25日	明治41年(1908)
綾襦木厨子	南厨子	厨子	木地厨子	赤漆文襦木御厨子(北倉2)
雜集1巻	—	雜集1巻	書1巻?	雜集1巻(北倉3)
孝経1巻	—	孝経1巻	経1巻?	—
頭臨寺碑文并衆般論杜家1巻	—	頭臨寺碑文并衆般論杜家立成1巻	—	杜家立成1巻(北倉3)
衆般論1巻	—	衆般論1巻	—	衆般論1巻(北倉3)
裏衣香2袋	—	裏衣香2袋	—	—
—	—	白葛箱1箱	—	白葛箱1箱(北倉3)
大小王書共半紙背面書1巻	—	— 〔〔出蔵〕大小王真跡小半紙〔北倉172雜物出入帳 弘仁11年10月3日〕〕	—	—
王羲之書法20巻	—	— 〔〔出蔵〕真草書20巻〔北倉172雜物出入帳 弘仁11年10月3日〕〕	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
金銀作御刀子1口	—	金銀作小刀1口	—	—
斑犀偃鼠皮御帶1腰	—	斑犀偃鼠皮御帶1条	馬瑠唐帶1筋?	斑犀偃鼠皮御帶1条(北倉4)
紫檀1鞘/牙1鞘/雜小刀子4柄(2犀角・2牙)	—	御刀子6口	—	御刀子(緑牙撥鏤把鞘・斑犀把白牙鞘)2口(北倉5)
御袋1口(納呵喇勒・雜玉)	—	御袋1口	—	—
斑貝鞋襪御帶1条	—	斑貝鞋襪御帶1条	—	斑貝鞋襪御帶1条(北倉6)
十鞘1具	—	十合鞘御刀子1口	下鞘1具?	十合鞘御刀子1口(北倉7)
三鞘1具	—	三合鞘御刀子1口	—	—
赤紫縮綬帶	—	赤紫黒紫縮綬御帶1条	—	—
錦御袋1口(納麝香)	—	—	—	—
革三鞘1具	—	三合鞘御刀子1口	—	三合鞘御刀子1口(北倉8)
小水牛三鞘1具	—	小三合水角鞘御刀子1口	—	小三合水角鞘御刀子1口(北倉9)
水牛一鞘	—	水角鞘御刀子1口	—	—
犀角一鞘	—	犀角鞘御刀子1口	—	—
牙笏1枚	—	牙笏1枚	象牙笏3隻?	牙笏1枚(北倉10)
通天牙笏1枚	—	通天牙笏1枚	—	通天牙笏1枚(北倉11)
大魚骨笏1枚	—	大魚骨笏1枚	—	大魚骨笏1枚(北倉12)
紅牙撥鏤尺2枚	—	紅牙撥鏤尺2枚	象牙重2?	紅牙撥鏤尺2枚(北倉13)
緑牙撥鏤尺2枚	—	緑牙撥鏤尺2枚	—	緑牙撥鏤尺2枚(北倉14)
白牙尺2枚	—	白牙尺2枚	象牙曲尺2?	白牙尺2枚(北倉15)
紅牙撥鏤竿子100枚	—	紅牙撥鏤竿子100枚(納白柳箱)	—	—
犀角杯2口	〔出蔵〕犀角杯2口	—	—	犀角杯2口(北倉16)
双六頭115具	—	双六頭114具1隻・未造了2具(納小皮箱)	双六賽1莒?	双六頭6隻(北倉17)
雜玉双六子169枚	—	雜玉双六子168枚(納小皮箱)	双六石1莒?	雜玉双六子85枚(北倉18)/小皮箱1箱(北倉18)
貝玦12箇	—	—	—	—
—	—	—	—	—
唐小刀子2柄	—	金銅作唐刀子1口	—	—
—	—	唐刀子1口	—	—
白索纒1巻	—	—	—	百索纒軸1枚(北倉19)
玉尺八1管	—	玉尺八1管	笛3管(牙2・竹1)?	玉尺八1管(北倉20)
竹尺八1管	—	尺八1管	—	尺八1管(北倉21)
樺纏尺八1管	—	樺纏尺八1管	—	樺纏尺八1管(北倉22)
刻彫尺八1管	—	刻彫尺八1管	—	刻彫尺八1管(北倉23)
—	—	—	海鏡子1口/圓碁石6箇/笙1管	—
漆塗厨子	北厨子	漆襦木厨子	厨子	—
犀角1具 二角連底	〔出蔵〕犀角4枚のうち2枚連(1枚長一尺三寸 1枚長六寸 惣重大四斤十四兩)	—	—	—
〔出蔵〕白犀角1枚(大同元年9月5日)	—	—	—	—
犀角1枚	〔出蔵〕犀角4枚のうち1枚(長二尺 重大三斤六兩)	—	—	—
斑犀角1枚	〔出蔵〕犀角4枚のうち1枚(長七寸 重大一斤十三兩二分)	—	—	—
白石鎖子16箇	—	— 〔〔出蔵〕白石鎖子16枚〔北倉172雜物出入帳 弘仁5年9月17日〕〕	—	白石鎖子8箇(北倉24)
銀平脱合子4合(納碁子600丸)	—	銀平脱合子4合(納碁子)	—	銀平脱合子4合(納碁子)(北倉25)
—	—	檜木倭琴2張/銀平文琴1張/漆琴1張/螺鈿紫檀琵琶1面/紫檀琵琶1面/螺鈿紫檀五絃琵琶1面/螺鈿紫檀阮咸1面/綾欄箏1面/楸木瑟1面/甘竹簫1口/呉竹笙1口/呉竹竿1口/雕石横笛1口/雕石折尺八1口/金鏤新羅琴1面/金鏤新羅琴1面/木画紫檀碁局1具(納金銀龜甲籠)/木画紫檀双六局1具(納蓬蔭籠)	角帶1筋/下鞘1具/大刀1腰/圓碁石8箇/琴緒1筋	檜木倭琴2張(北倉181・南倉187)/金銀平文琴1張(北倉26)/螺鈿紫檀琵琶1面(北倉27)/螺鈿紫檀五絃琵琶1面(北倉29)/螺鈿紫檀阮咸1面(北倉30)/綾欄箏1面(南倉177)/楸木瑟1面(南倉177)/甘竹簫1口(南倉112)/呉竹笙1口(北倉31)/呉竹竿1口(北倉32)/雕石横笛1口(北倉33)/雕石尺八1口(北倉34)/金鏤新羅琴1面(北倉35)/金鏤新羅琴1面(北倉35)/木画紫檀碁局1具(納金銀龜甲籠)(北倉36)/木画紫檀双六局1具(納蓬蔭籠)(北倉37)



挿図8 北倉163 延暦12年曝涼使解 第4～5紙

がわかる。

次いで、雑物出入帳（北倉172）の第1紙に、弘仁2年（811）9月24日付けの漆塗厨子御物出納注文が貼り継がれている。それによると、欠失している部分が多いが、「漆塗厨子」の納物として斑犀角1枚、白石鎮子16箇、銀平脱合子4合および碁石600丸が確認できる。これらの納物から推して、おそらく「漆塗厨子」は〈赤漆櫛木厨子〉を指すものと考えられる（挿図9）。

同じ弘仁2年（811）9月25日の勘物使解（北倉164）は、延暦12年の曝涼使らの点検目録にもとづいて記されたものとされる。事実、厨子に関係する箇所だけをみても、大小王書黄半紙背面書1巻について、「黄」の誤記と思われる「共」の字をそのまま引き写していたり、大同元年（806）に出蔵された「白犀角」1枚の品目名を残し、その注記に出蔵の旨を記すなど、元となる目録にもとづき、新たな情報を書き入れたことがわかる。この史料についても納物から「綾櫛木厨子」とあるものが赤漆文櫛木御厨子、「漆塗厨子」が〈赤漆櫛木厨子〉であることがわかる（挿図10）。

それから3年ほど経った弘仁5年（814）6月17日付けの宝物の出庫注文が雑物出入継文（北倉167）に貼り継がれ、そこに「南厨子」と「北厨子」の記載がある（挿図11）。それによると、「南厨子」から犀角杯2口、「北厨子」からは犀角4枚がそれぞれ出蔵されている。「南厨子」の犀角杯は注記に「一口小十両一分／一口小九両」とあり、前記の弘仁2年勘物使解（北倉164）の「綾櫛木厨子」すなわち赤漆文櫛木御厨子の納物に合致する（挿図10）。また、「北厨子」の犀角4枚のうち2枚はそれらが連なっていることを意味する「二枚連」とあり、同じく弘仁2年勘物使解（北倉164）の「漆塗厨子」すなわち〈赤漆櫛木厨子〉の納物にある「二角連底」に相当するものと考えられる。これらのことから、「南厨子」が赤漆文櫛木御厨子、「北厨子」が〈赤漆櫛木厨子〉であることがわかる。なお、この書巻の往来軸に「雙倉北継文」とあることから、厨子は正倉北倉内の南と北に置かれていたものと思われる。

弘仁三年九月十四日
 右係太政官六月十五日降旨進上如件
 三箇
 上座膝掛
 寺之 伍淨
 後大監物使五位下藤原朝臣光休
 侍從五位下藤原朝臣光休
 內藏助五位下藤原朝臣光休
 助成

插图9 北倉172 雜物出入帳 第1紙

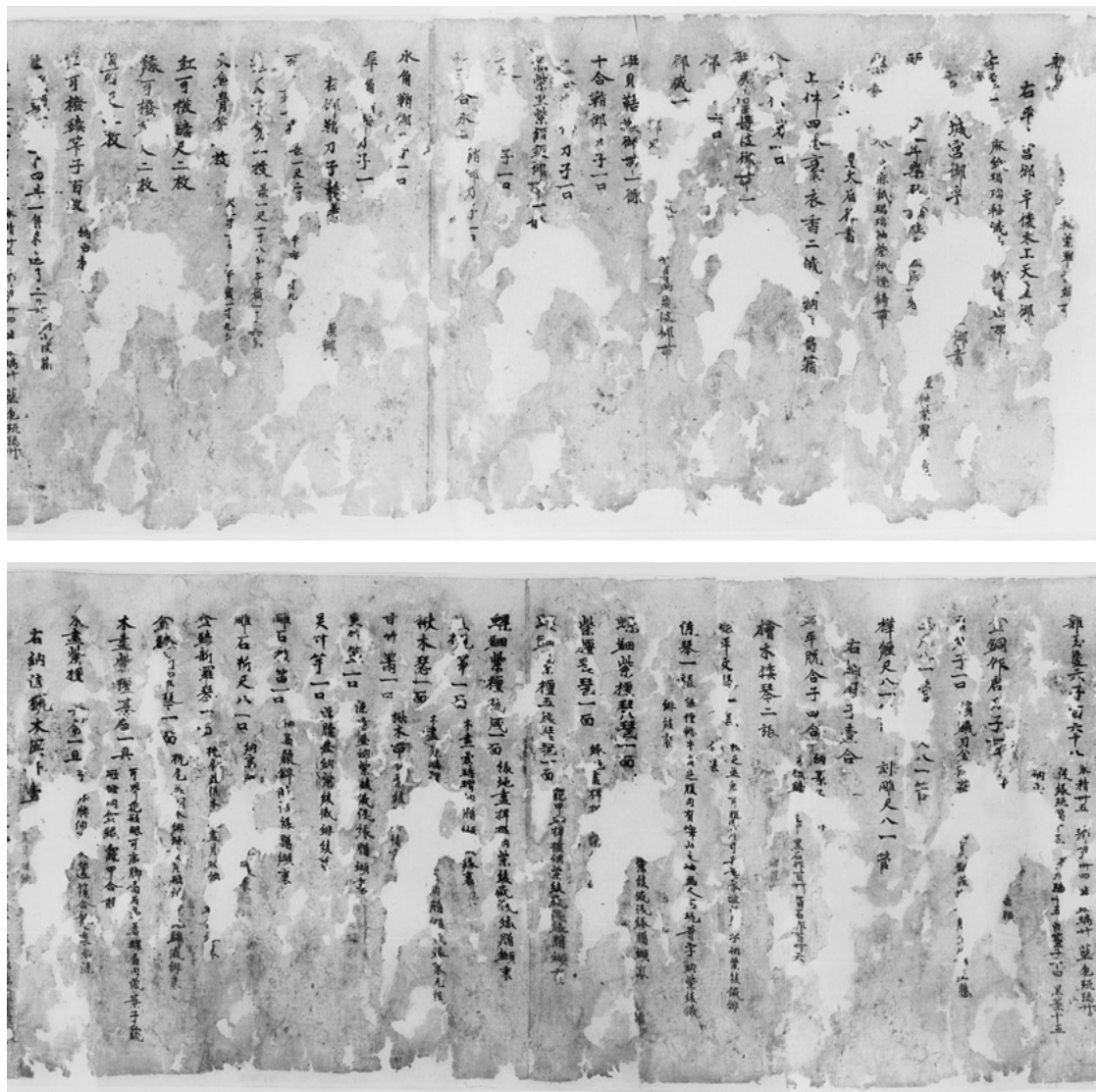
犀角一具 重九斤十四兩 二條建武 一箇長一尺三寸
 白犀角一具 一箇長六寸
 犀角一具 重六斤六兩 班犀角一具 重六斤十三兩二分
 白石顯子十六箇 犀子一箇八 牛瓶六
 銀平脫合子四合並銀基子六百九 銀牙撥樓一百六十
 里一百卅 白一百卅五
 已上烟漆漬厨子
 御書十五卷 雜集一卷 孝經一卷 頭陀音碑文并集
 鐵寶面書卷 玉義之書法時卷
 高表衣香二箇 金銀作御刀子口 納深紅織
 班犀角批皮御帶二箇 班犀角批皮御帶二箇
 十鞘一具 納小刀六 純一 木鞘二
 小水牛三鞘一具 納小刀子 三鞘一具 納小刀子
 草三鞘一具 納小刀子 水牛一鞘 納小刀子
 犀角一鞘 納小刀子 紫檀一鞘 納小刀子
 可一鞘 納小刀子 唐小刀子三柄 納小刀子
 雜小刀子四柄 二犀角 牙笏一具 長一尺三寸二分
 通天牙笏一具 長一尺一寸 大魚骨笏一具 長一尺一寸
 御儀二箇 一箇歸納御書 一箇歸納御書
 撥樓八六枚 二枚有 二枚有 紅牙撥樓一具 二枚 欠二
 犀角杯二箇 一箇山十兩二分 犀角六頭一百十五具 欠五
 帳內欠二具一具
 離玉雙文六子自帶九枚 貝銀拾二箇
 白紫綾一卷 尺八四管 一杆 一杆 一杆
 已上烟漆漬木厨子

插图10 北倉164 勘物使解 第6～8紙

犀角杯二箇 一箇山十兩二分 南厨子
 犀角四枚 一箇長七寸重六斤十三兩二分
 二枚連 一箇長一尺三寸 重六斤十四兩二分
 一箇長一尺三寸 重六斤十四兩二分
 上座膝掛
 寺之 伍淨
 後大監物使五位下藤原朝臣光休
 侍從五位下藤原朝臣光休
 內藏助五位下藤原朝臣光休
 助成

插图11 北倉167 雜物出入繼文 第11紙

齊衡 3 年（856） 6 月 25 日 雑財物実録（北倉 165）に「厨子」と記されているものは、納物から赤漆文櫨木御厨子と判断して間違いない。しかし、それに続いて記載されている「漆櫨木厨子」については検討を要する（挿図 12）。献納当初に〈赤漆櫨木厨子〉に収納されていたものは、ほとんどが取り出され、弘仁 5 年（814）の時点では碁石を納めた銀平脱合子 4 合（北倉 25）のみとなっていた。それが齊衡 3 年（856）の時点では「漆櫨木厨子」と記す厨子にその銀平脱合子以下、有名な螺鈿紫檀五絃琵琶（北倉 29）や螺鈿紫檀阮咸（北倉 30）をはじめとし、大型の楽器など 23 点もの宝物が納まっていたかのように記されている。このことが事実で、「漆櫨木厨子」が〈赤漆櫨木厨子〉を指すのであれば、〈赤漆櫨木厨子〉は納戸か押入ほどもある大容量の厨子であったか、あるいは〈赤漆櫨木厨子〉は箱形厨子ではなく、棚厨子であった可能性も浮上する。その場合、現存する厨子を〈赤漆櫨木厨子〉に比定できないことは明らかである。五絃琵琶など 23 点の宝物については東大寺奉献当初における収納状況は不明であるものの、齊衡 3 年に至るまでの曝涼時の目録からは、唐櫃や棚厨子に分けて収納されていたことが確認で



挿図 12 北倉 165 雑財物実録 第 1～3 紙

きる。したがって、雑財物実録（北倉165）にみえる「漆欄木厨子」は〈赤漆欄木厨子〉とは別のものであった可能性も考えられる。〈赤漆欄木厨子〉そのものは弘仁5年から斉衡3年までの40年程の間に失われた、もしくは唯一残っていた銀平脱合子（北倉25）が別の厨子に入れ換えられたなど、可能性はいくつか考えられるが、実態は不明である。また、雑財物実録（北倉165）の作成時に誤りが生じた可能性も考慮すべきで、この史料については慎重に取り扱わなければならない^(注2)。

この後300年以上にわたって空白期間があり、建久4年（1193）8月25日の東大寺勅封蔵開検目録にみえる「木地厨子」と「厨子」がそれぞれ赤漆文欄木御厨子と〈赤漆欄木厨子〉に相当するものと考えられている^(注3)。また、弘安11年（1288）4月23日後深草上皇の宝物御覧の際に作成された重宝目録にみえる「木地厨子」と「紫檀厨子」もいずれかに該当するという説がある^(注4)。しかし、先に述べたように、斉衡3年（856）の時点で、すでに〈赤漆欄木厨子〉については、その納物が混乱しているだけでなく、厨子そのものの存在すら不確かなものとなっている。また、現存する厨子が明治時代に大破していた原因について、建長6年（1254）の落雷によるという説がある^(注5)。その根拠は定かではないが、そのことが事実であるならば、上記の弘安11年（1288）の重宝目録にみえる「木地厨子」および「紫檀厨子」が何を指すのかという疑問が生じる。さらに時代が降って、慶長17年（1612）に宝庫が盗難を受けて点検されているが、その際の目録、東大寺三蔵御宝物御改之帳には厨子は二つともみえない。

いずれにしても、赤漆文欄木御厨子が破損し、〈赤漆欄木厨子〉が失われた時期については依然として不明のままである。

3. 厨子の材質・形状・構造について

二つの厨子については、その名称から欄木すなわちケヤキ製で赤漆が施されたものであることは推測できるが、それ以外の材質や形状、構造に関する情報については史料には記されていない。したがって、ここでは国家珍宝帳における二つの厨子についての記載内容と現存する厨子を照合し、検討を加えてみたい。

まず、赤漆文欄木御厨子の注記にみえる「赤漆」と「文欄木」、および「金銅作鉸具」といった材質について述べる。

「赤漆」^{せきしつ}とは素地を蘇芳や臙脂などの隠蔽性のあまり高くない有機系の色料で着色した上に透明な漆を塗り、素地の木目の美しさを生かした漆工の加飾技法で、現在の春慶塗に似た透明塗りの一種である。これと同じ字であらわすものに赤漆^{あかうし}があるが、これは漆に朱砂や弁柄などの鉱物系の赤色顔料を混入するものを指す。つまり、赤漆^{せきしつ}は技法名であり、色漆の一種である赤漆^{あかうし}とはまったく異なるもので、このように呼称で区別するのが通例となっている。なお、国家珍宝帳や西大寺資財流記帳など奈良時代の史料に「赤漆」という記述がいくつかみられるが、それらがすべてこの“せきしつ”であるか否かは不明である。また、延喜内匠寮式の膳櫃に関する記述によると、膠で溶いた朱を塗った上に荏油を混ぜた漆を塗ったものや、素木に荏油を

混ぜた漆を塗ったものも「赤漆」の語を用いたようである。

現存する厨子には“せきしつ”が施されており、両厨子に関して、国家珍宝帳および延暦12年曝涼使解（北倉163）に記されている「赤漆」も同義と思われる。ただし、史料からは厳密には同技法に相当するのか、また両厨子とも同様であったのかは判断できない。前にみた曝涼関係の史料に、赤漆文櫨木御厨子に相当する厨子については「木地」の語が付されているが、〈赤漆櫨木厨子〉に当たるものには「漆塗」の語が付されていることも考慮しておく必要がある。

「文櫨木」の「櫨」はケヤキのことで、現在は「槻」や「欒」の文字を当てる。「文」については冒頭にも述べたが、木理が複雑に入り組んで、美しい文様をなすという意味で、史料によっては「綾」を当てており、“あや”と読ませたのであろう。現存する厨子は玉杓のケヤキ材が用いられており、棚板および床板についても明治の修理によって、本体と同じケヤキ材で補われている（挿図13）。ただし、後に詳述するが、昭和45年（1970）に檜と思われる針葉樹の旧床板が発見されている（挿図14）。

「金銅作鉸具」は鍍金を施した銅製金具を意味する語である。現存する厨子をみると、隅角の補強に当てる頂角金具は付されておらず、扉に付された鑢子（錠）と匙（鍵）、鑢子を受ける壺金具や扉の蝶番金具などがいずれも金銅製である（挿図15）。他に用いられている金物は木材を打ち留めた鉄製の鉾で、鉾頭に銀板を被せた豪華なものであるが、国家珍宝帳をはじめ、史料には鉾について記されていない。

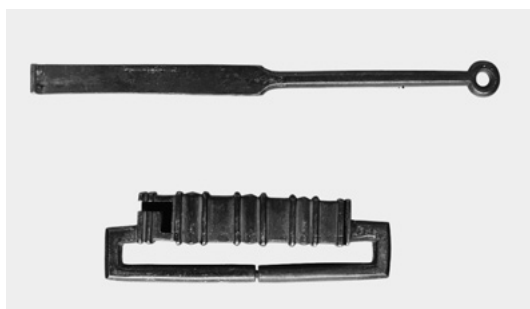
現存する厨子の形状および構造において、最も特徴的な部分は天板に付された上辺が広がった葺き返し板である。その形状については、法隆寺金堂を荘厳する天蓋や同寺に伝わる伝橋夫人念持仏厨子などに似かよった形式のものが認められる（挿図16・17）。また、床脚刳形については、床脚の下半部がいずれも後補であるため、当初の姿をそのまま留めているわけではない。



挿図13 北倉2 赤漆文櫨木御厨子 扉開姿



挿図14 中倉202 床板（第112号櫃）



挿図15 北倉2 赤漆文櫨木御厨子付属 金銅鑢子・匙

No Image

所蔵者の意向により
ウェブサイトへの掲載はできません

挿図16 法隆寺金堂 中の間天蓋（画像提供：奈良国立博物館）

No Image

所蔵者の意向により
ウェブサイトへの掲載は
できません

挿図17 伝橘夫人念持仏厨子（法隆寺所蔵、
画像提供：奈良国立博物館）



挿図18 太子町磯長御嶺山古墳棺台拓本（日本古文化研究所報告
第3冊第4『近畿地方古墳墓の調査』より転載）

しかし、残存した上半部について、若干の差異は認められるものの、7世紀末とされる太子町磯長御嶺山古墳棺台の意匠との共通性が指摘されている^(注6)（挿図18）。つまり、葺き返しおよび床脚刳形^{（くわがた）}の形状は、いずれも8世紀よりも前の様相を呈しており、国家珍宝帳作成時点において、「古様」と写るものであった。

しかし、このことを以て現存する厨子が赤漆文櫨木御厨子に該当すると即断することはできない。はじめにも述べたように、〈赤漆櫨木厨子〉についても7世紀の義慈王より贈られたものであるという点において、古様といえる。さらに、法隆寺金堂天蓋をはじめとする葺き返しの意匠には、韓国の感恩寺および松林寺の金銅舍利容器など統一新羅時代の初期様式の影響がうかがえ（挿図19）、加えて法隆寺金堂天蓋には百濟系工人名が記されているという報告もある^(注7)。これらのことを照らし合わせると、8世紀中頃のわが国において、「古様」とは朝鮮半島の影響を色濃く残すことに等しい場合があるといえる。したがって、現存する厨子の様式を以て、両厨子のいずれかに比定することはできないのである。

ところで、現存する厨子は明治時代に原形をとどめないバラバラの状態で、しかも多くの部材が失われていたものを修理によって現状に復元されたものである。余談になるが、修理は明



挿図19 松林寺五層石塔納置金銅舍利容器（韓国
国立中央博物館所蔵、新収331）

治26年（1893）に一旦完了するが、同30年（1897）に再び行われている。その明治時代に行われた修理については、当時正倉院御物修理に携わった木工家木内半古および宮内省御用掛稲生真履の詳細な記述がある^(注8)。それによると、稲生が模造対象となった宝物の修理仕様を考え、木内らが実際に修理を手掛けたことが記されている。修理当初は側板が欠失していたため高さは不明で、棚板の段数を1段として修復したが、のちに側板が発見されて2段とわかり、再修理をして完成させたとしている^(注9)。

この明治の復元修理を受けたのち、昭和45年（1970）に厨子本体の底部の床板（中倉202第112号櫃）が発見された（挿図14）。修理で補われた床板および棚板の材が櫟であるのに対し、発見されたのは檜の一枚板であった。その檜板は方立て（袖木）によって隠れる部分を除き、正面小口に赤漆が施されており、当初の材とみて間違いない。寸法は長さ80.4cm、奥行き37.0cm、厚さ1.5cmと復元された現在の床板より小さいのは経年による収縮の影響を受けたものと考えられる^(注10)。

以上のように様々な経緯はあったものの、現存する厨子の形状については、扉の定規棧、床板および棚板の材質と形状、床脚の下半の形状を除き、ほぼ当初の姿が復元できているものとみて間違いない（挿図1・13）。

さて、〈赤漆櫟木厨子〉は百済の義慈王から藤原鎌足に贈られたものであることから、朝鮮半島で製作された舶載品と考えるのが自然である。現存する厨子の主材であるケヤキは彼地でも植生があり、調達が可能であるが、先に述べた床板の檜については事情が異なる。古代の朝鮮半島における木材使用の実態は詳らかでないが、木簡や木製品の出土例をみても、わが国において杉および檜などの針葉樹が多数を占めるのに対し、彼地では同じ針葉樹でも、専ら松が用いられている。一般的に木簡等にはもっとも身近で、かつ加工するのに簡便な材を用いる傾向があり、この床板のような見えない内側の部材についても同様である。したがって、床板に檜を使用していることは、現存する厨子が国産である可能性を補強するもので、現存する厨子は〈赤漆櫟木厨子〉には当たらないということになる。このことは現存する厨子の比定を誤り、赤漆文櫟木御厨子と〈赤漆櫟木厨子〉が入れ換わっているという考えを否定するうえで有力な手掛かりとなる。

4. 厨子の納物

現存する厨子の比定が誤っているか否かは、国家珍宝帳に記されている赤漆文櫟木御厨子と〈赤漆櫟木厨子〉の納物が現存の厨子に収納できるか否かということも判断材料となる。先に史料には厨子の法量に関するデータが記されていないことを述べたが、幸い〈赤漆櫟木厨子〉の納物のうち犀角類については法量が詳しく記されている。なお、厨子の納物に関する考察は、前項で述べたように、現存する厨子が明治時代の修理によって、当初の姿を忠実に再現できていることが前提となることは言うまでもない。

まず、赤漆文櫟木御厨子の納物が現存する厨子に収納できるかを確かめる必要がある。赤漆

文櫛木御厨子の納物そのものについては、すでに多くの先学によって論じられており、そちらに譲ることとし、ここではその一々について検討を加えない^(注11)。赤漆文櫛木御厨子の納物は王羲之の書法20巻をはじめ、現在に至るまでに多くの宝物がそこから出されて、失われたものもあるが、当初の納物に比定されるものがいくつか残されている。これらの納物は相当な量感があるが、比較的小品であり、献納当初に記載されていたものはすべて現存する厨子に収納できたものと考えて問題ない（表1）。

〈赤漆櫛木厨子〉の納物は大半が失われ、現在は記載品のうち銀平脱合子4合（北倉25）、および各合子に納められていた碁子（碁石）516枚を残すのみである^(注12)（挿図20・21）。この銀平脱合子は4合ともに直径11.5cm、高さ4.5cmほどの円形の合子で、もちろん現存する厨子に収納することは可能である。

ところで、この銀平脱合子（北倉25）と碁子については、〈赤漆櫛木厨子〉に納められて、厨子とともに百済から贈られたかのように語られることがある^(注13)。しかし、合子の平脱技法や鸚鵡が旋回する文様、それに碁子の撥鏤技法および綬を銜えたヤツガシラの文様など、いずれも盛唐期に流行した技法や意匠であり、義慈王とは結び付かない^(注14)。ここであらためて強調しておきたいのは、大仏奉献時点の納物が必ずしも収納先の厨子の来歴とは一致しないことである^(注15)。このことは赤漆文櫛木御厨子に元正天皇の宸筆「孝経」や聖武天皇の宸筆である雑集（北倉3）が収納されている状況から窺え、大仏献納後の天平宝字2年（758）6月1日に「大小王真跡書」が追納されたことをみても頷ける。

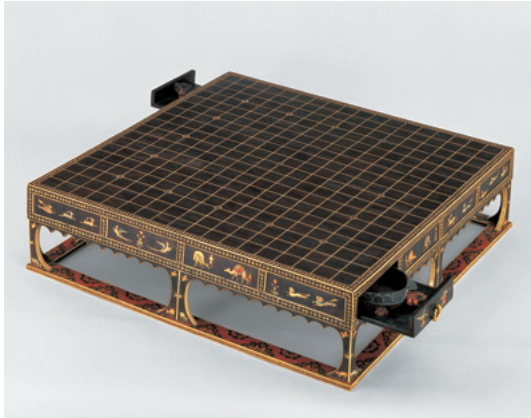
また、国家珍宝帳には銀平脱合子（北倉25）の記載の後、楽器類をはさんで木画紫檀碁局（北倉36）という碁盤とその収納容器である金銀亀甲碁局龕（北倉36）が記されている（挿図22・23）。これらの囲碁に関係する用品すべてについても、朝鮮半島に関連付ける向きがある。おそらく、前述の斉衡3年雑財物実録（北倉165）に「漆櫛木厨子」の納物として、木画紫檀碁局（北倉36）が銀平脱合子などとともに列記されていることが、その発想の元となるものと思われる（挿図12）。しかし、その「漆櫛木厨子」が〈赤漆櫛木厨子〉であるかは定かではなく、また納物と厨子の来歴が一致しないことは、先に述べたとおりである。なお、正倉院にはこの木画紫檀碁局以外にも碁盤が2面伝わるが、それらの碁盤はいずれも花眼（星）の数が9個であ



挿図20 北倉25 銀平脱合子 第1号



挿図21 北倉25 碁子



挿図22 北倉36 木画紫檀碁局



挿図23 北倉36 金銀亀甲碁局龕

り、現在でもわが国で行われているものと同じである。それに対し、この木画紫檀碁局は17個と、李氏朝鮮まで行われた古代朝鮮の様式に等しいという指摘がある。また、唐の形制を色濃く反映させるものが多数を占める正倉院宝物中において、碁局と龕に見られる華角貼様の技法や、半肉彫りの象牙で表す木象嵌など、他に例のない技法がいくつか窺える。このように木画紫檀碁局および金銀亀甲碁局龕について朝鮮半島の影響を否定することはできないが、即座に百済の〈赤漆欄木厨子〉と関連づけることには慎重であるべきであろう。

さて、〈赤漆欄木厨子〉の納物にもどる。「白石鎮子」については、明治期に行われた整理に際し、8枚伝わる大理石製のレリーフ板をそれと比定し、命名された。しかし、「白石鎮子」は雑物出入帳（北倉172）によると、弘仁5年（814）9月17日に屏風36帖とともに出蔵し、売却されたため、還納されることはなかった。また、国家珍宝帳に記された数と彫り表されている動物の種類が現品と対応していない。さらに、裏面が粗面のままであることから、屏風や帳の裾を押さえる鎮子（おもし）ではなく、台座など建築物の腰に嵌め込まれた装飾板という説がある^(注16)。したがって、現存する品は「白石鎮子」とは別物であるという見方が有力となっており、白石板（北倉24）と呼び表す場合がある（挿図24）。国家珍宝帳などに記載されている「白石鎮子」とは『類聚雜要抄』に表されるところの「立獅子形」や「犀形鎮子」のような立体的な彫像であったのかもしれない（挿図25）。いずれにしても実体のわからない「白石鎮子」については現存する厨子への収納の可否は不明である。

〈赤漆欄木厨子〉の納物のうちで注目すべきは、1具と3枚の犀角である。そのうち、「犀角一具」は注記に「二角連底」とあり、おそらく2本の角が底部で連なった犀角で、ニカクサイ（二角犀）のものと思われる^(注17)。当時の1尺はおおよそ29.7cm、1斤が約670gとされ、「犀角一具」の法量をそれで換算すると、一本の角の長さが38.6cmで、もう一本の角の長さは17.8cm、重さは3350g（後の点検



挿図24 北倉24 白石板



挿図25 『類聚雑要抄』巻4部分（東京国立博物館所蔵 Image：TNM Image Archives）

時の貼紙に3278 gとあり）となる。同じく、犀角3枚のうち「犀角一枚」は長さ59.4cm、根本径16.9cm、重さ2262 gで、「斑犀角一枚」は長さ20.8cm、根元の径が14.8cm、重さ1237 gとなる。以上の犀角については、厚さ1.5cmの現存厨子の檜板の耐荷重は推し量れないが、収納可能な大きさといえる。

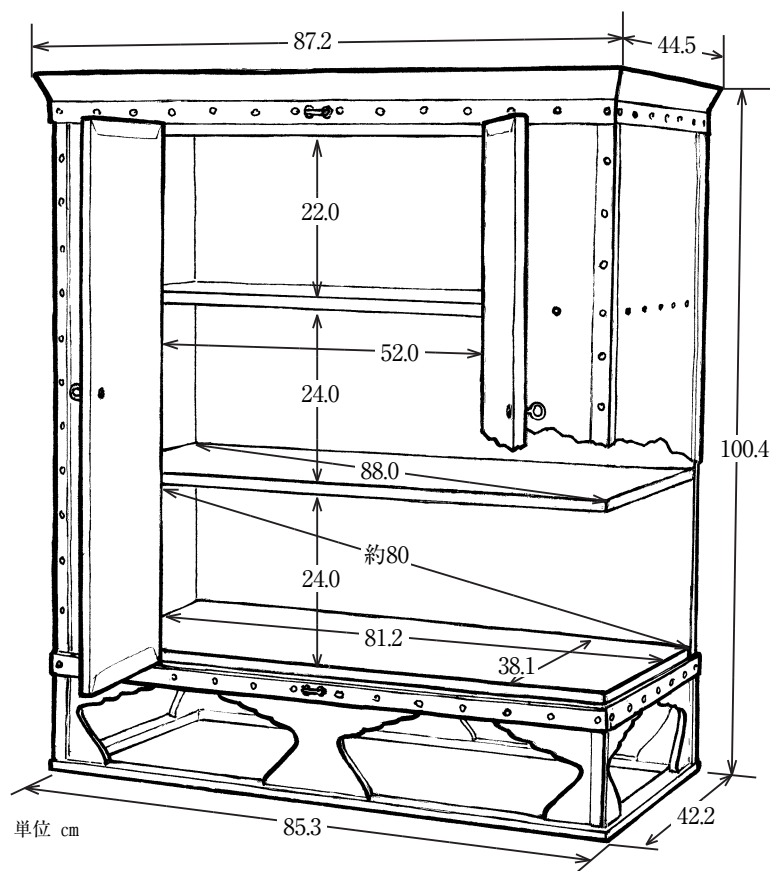
しかし、犀角のうち残る「白犀角一枚」と記されるものは、長さ94cm、根本の直径が16cm、重さ4356 g（後の点検時の貼紙に4461 gとあり）という超大型のもので、前記の犀角とは状況が異なる。そもそも、このような長大な犀角が存在するのかという疑問が生じるが、長さ166cmもの犀角が確認されており^(注18)、挿図26をみても、長さ94cmの犀角が存在したことについて納得できる。

現存する厨子の法量は挿図27に示すように、間口部の幅は52cmで、棚一段における背板内側の奥隅角と間口の一角を結ぶ最大の長さは約80cmである。「白犀角」の長さが差し渡しを計測した弦長か、あるいは形状に沿わせて測った弧長なのか、そのいずれを示したものかは不明である。しかし、計測値が弦長の場合は「白犀角」をどのように傾けても、現存する厨子の中に納めることは不可能である。また、弧長であったとすると、厨子の中にこの「白犀角」を納めることができるようにするためには、中央付近で90度折れ曲がっているか、中央から先端寄りで180度に大きく屈曲していなければならない。その場合、根本の径16cmを考慮に入れると、「白犀角」の形状はL字形か、JもしくはU字形を呈することになる^(注19)。実際にそのような形状の犀角が存在するのか、あるいはそのような形状の角が犀の頭部に生える余地があるのかなど、その可能性を完全に否定す



挿図26 野生のクロサイ（マサイマラ国立保護区・ケニア）
渡壁大氏提供

ることはできないが、極めて低いものと思われる^(注20)。これらのことから、現存する厨子には「白犀角」を収納できないと考えるのが無理がない。



挿図27 赤漆文櫛木御厨子 模式図

5. おわりに

以上述べてきたように、現存する厨子については〈赤漆櫛木厨子〉の納物「白犀角」を収納できる可能性が極めて低いこと、朝鮮半島ではほとんど用いられることのない檜を使用していることから、〈赤漆櫛木厨子〉に比定するには無理があるものと思われる。やはり、現存する厨子は赤漆文櫛木御厨子と考えるのが妥当といえる。

また、赤漆文櫛木御厨子と〈赤漆櫛木厨子〉では献納時点において、納物の性格がかなり異なることに気づく。赤漆文櫛木御厨子の納物は厨子の由緒に相応しい、天皇の身のまわりに置くべき優れた品ばかりである。一方、〈赤漆櫛木厨子〉の納物は、銀平脱合子以外は犀角類はもちろん、白石鎮子についても天皇の御手許品とは言い難く、〈赤漆櫛木厨子〉自体の来歴に比して、やや見劣りする。そのうち、とくに犀角類は生々しい素材そのままのものと思われるが、正倉院宝物中には現在、犀角杯など加工された工芸品がいくつか伝わるのみで、未加工品は確認できない。〈赤漆櫛木厨子〉に納められていた大量の犀角が貴重なものであることは疑いないが、その用途については薬用が思い浮かぶ以外、確かなことはわからない^(注21)。おそらく、〈赤漆櫛木厨子〉については、その納物よりも厨子自体に価値があったものと思われる。それは百

済義慈王から贈られたものというだけでなく、藤原鎌足から不比等に伝わり、光明皇太后が受け継いだ藤原家の重宝として、意義深いものだったのであろう^(注22)。

本稿は皇統と関係深い赤漆文櫨木御厨子に比定されている現存の厨子について、百済義慈王由来の〈赤漆櫨木厨子〉に比定できる可能性を挙げ、それを自ら否定するという人騒がせな構成となった。しかし、文中で述べた白石鎮子の例をみてもわかるように、明治時代に比定され、命名された宝物の一部に誤りがあることも事実である。今後、さらに今回のような正倉院宝物の中核をなす北倉納在品についても、いま一度さまざまな角度から精査し、考証し直す必要があるものとする。

注

- (1) 関根真隆『『国家珍宝帳』と光明皇后－「除物」と法華滅罪の寺』（『日本美術全集3 正倉院と上代絵画』講談社、1992）および杉本一樹『正倉院 歴史と宝物』（中央公論新社、2008）によると、これらの品は光明皇后の婚姻に関わる品で、法華寺建立と深く関わって出蔵されたとする。なお、この際同時に出蔵された5口の刀剣類についても、国家珍宝帳に「除物」の紙箋が付されている。それらについては、明治時代に太宰府から出土した鎮壇具中の刀剣について、2010年にX線調査を実施した結果、そのうちの2本が除物となった陰・陽寶剣に該当することが発表された。
- (2) 天保7年(1836)修理の奥書があるが、関係箇所は横押界が通っており、修理による紙継ぎの誤りはないものと思われる。
- (3) 関根真隆「正倉院遺宝伝来の記」（『正倉院への道』吉川弘文館、1991、初出1982）
- (4) 橋本義彦『『東大寺勅封藏目録記』雑考』（『正倉院文書研究』9、吉川弘文館、2003）
- (5) 木内半古「正倉院御物修繕の話」（『東洋美術特輯正倉院の研究』飛鳥園、1929）による。なお、現在も正倉の北倉内部南東側の壁面には落雷による焦痕が残るが、この位置は弘仁5年(814)の雑物出入継文（北倉167）にみえる「南厨子」、つまり赤漆文櫨木御厨子の破損との関連が想起される。
- (6) 東野治之「元正天皇と赤漆文櫨木厨子」（『日本古代史料学』岩波書店、2005、初出1998）
- (7) 東野治之「法隆寺金堂天蓋の文字に関する新知見」（『鹿園雑集』第11号、2009）
- (8) 木内半古注(5)前掲文および稲生真履「正倉院勅封庫の記事」（『東洋美術特輯正倉院の研究』飛鳥園、1929）
- (9) 西川明彦『『正倉院宝物関連資料紹介』東京国立博物館所蔵木漆工模造品』（『正倉院紀要』第31号、2009）に赤漆文櫨木御厨子の模造品製作の経緯を記す中で、同宝物の修理について触れている。
- (10) 松島順正・木村法光「正倉院宝物残材調査報告」（『書陵部紀要』第29号、1978）
- (11) 赤漆文櫨木御厨子の納物については、黒川真頼「東大寺献物帳考証」（『黒川真頼全集』第5巻、国書刊行会、1911）をはじめ、近年においても北啓太「献物帳管見」（『正倉院紀要』第30号、2008）や米田雄介「覚書 東大寺献物帳（七）～（九）」（『古代文化』第61巻第3号～第62巻第1号、2009～2010）において詳細な検討がなされている。
- (12) 〈赤漆櫨木厨子〉の納物についても、米田雄介「覚書 東大寺献物帳（十）」（『古代文化』第62巻第3号、2010）に詳述されている。

- (13) 関根真隆「猷物帳の諸問題」(『天平美術への招待』吉川弘文館、1989、初出1979)
- (14) 東野治之「正倉院宝物中の古代伝世品」(『日本古代史科学』岩波書店、2005、初出1996)において合子の文様が唐風であることから、収納先の〈赤漆欄木厨子〉の来歴と一致しないとしている。また、成瀬正和『正倉院の宝飾鏡』(『日本の美術』522、ぎょうせい、2009)ではこの合子を8世紀第2四半期の唐製としている。
- (15) 直木孝次郎「正倉院蔵赤漆文欄木厨子の伝来について」(『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、1996、初出1987)をはじめ、多くの先学が指摘するところである。なお、同書では赤漆文欄木御厨子の納物は東大寺奉獻の前と後、つまり御所に置かれていた時と正倉に納まった時とでは、入れ換えられているために異なるともしている。ただし、赤漆文欄木御厨子の納物をみる限り、その説には首肯しかねる。
- (16) 『東瀛珠光』第2巻、審美書院、1909
- (17) ニカクサイはアフリカに分布するクロサイとシロサイ、および東南アジアに分布するスマトラサイなどが該当する。なお、アフリカに生息するニカクサイは2000年前にはヨーロッパ大陸まで、スマトラサイも唐代には華南にまで生息域が広がっていたとされる。
- (18) 祖谷勝紀「サイ」(『日本大百科全書』小学館、1994)によると、犀角の最長記録はニカクサイが166cmで、イッカクサイは57cmとある。おそらく、94cmの「白犀角」はニカクサイのものと思われる。
- (19) 実際に弧長94cmの犀角の模型を紙で作って、現存する厨子に入れてみると、中央付近で90度折ってL字形とするか、中央から先端寄りで180度カーブさせてJ字からU字形とした場合のみ、厨子の間口をくぐらせて内部に納めることができる。なお、JやU字形の場合は棚板の奥行き36cm以内に収まれば、棚板上に置くことができるが、L字形は弦長70cm程となり、厨子の内部で棚板上に斜めに立て掛けることとなる。
- (20) 長大な犀角はニカクサイの前の角である可能性が高い。その場合、後ろの角との位置関係から、前の角は少なくともU字形には生えないものと思われる。なお、いくつかのサイの画像を見る限り、長大な角を有した犀角は真っ直ぐに伸びる傾向が見受けられる。
- (21) 1斤を670gで換算した場合〈赤漆欄木厨子〉に納められていた犀角類の総重量は11kgを上回る。古代においてわが国に舶載された文物は朝鮮半島を中継地とする場合も多く、犀角についてもその可能性が考えられる。厨子の来歴と納物のそれとは一致しないとした本文の内容とは矛盾するが、〈赤漆欄木厨子〉に納められていた犀角についても、そのこととの関係が思い浮かぶ。なお、日蓮聖人御遺文『法華題目鈔』、1266に犀の生角を持つと水難を避けるとある。
- (22) 関根真隆注(3)・(13) 前掲論文参照。